

平成 30 年度黒潮町観光基本構想策定委託業務公募型プロポーザル募集要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

平成 30 年度黒潮町観光基本構想策定委託業務

(2) 業務の趣旨及び目的

黒潮町では、平成 23 年度から土佐西南大規模公園大方エリアのスポーツ施設を活用したスポーツツーリズムの推進による町の活性化を図っている。土佐西南大規模公園大方エリアにおいて、現在取り組んでいるスポーツツーリズムを推進しつつ、自然・体験型観光を軸にして更に誘客を図り、町内への周遊促進につなげるため、観光コンシェルジュ機能を有する宿泊施設の整備を行い、土佐西南大規模公園大方エリアを中心とした入込客数を増やす仕組みの構築を図る。

(3) 業務内容

別添「平成 30 年度黒潮町観光基本構想策定委託業務仕様書」によります。

(4) 委託期間

委託契約締結日～平成 31 年 2 月 12 日（火）まで

2. 見積限度額

金 5, 000, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

3. 審査委員会の設置

別途定める「平成 30 年度黒潮町観光基本構想策定委託業務審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4. 企画提案者の決定方法

公募型

5. 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等及び企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではありません。選定後、候補者と黒潮町は、企画提案書の内容をもとにして、業

務の履行に必要な条件などの具体的な協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。なお、4日以内（町の閉庁日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて町と交渉を行うこととなります。

6. 資格条件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 本業務の受託選定は、単体企業、又は代表企業と構成企業からなる事業共同体の組織とします。
- (2) 事業共同体の結成要件
 - ア 自主的に結成された事業共同体であること。
 - イ 本業の履行に必要な要員を配置できる者であること。
 - ウ 事業共同体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の事業共同体の構成員となることはできません。
- (3) 単体企業及び事業共同体の各構成員の参加資格要件
構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 黒潮町から指名停止措置を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
 - エ 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
 - オ 黒潮町から黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成26年3月19日規則第4号）に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込の期限日から審査委員会の審査までの期間内に受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

7. 質疑と回答

質疑は、平成30年10月26日（金）午後5時までに質疑書（別紙様式-①）により持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）若しくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は平成30年10月29日（月）までに黒潮町のホームページに掲載します。

8. 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者は、参加申込書（別紙様式－②）に参加資格審査書類を添えて申込を行ってください。申込に当たって提出する書類は次表のとおりです。

〔提出書類、様式及び提出部数等〕

	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
1	参加申込書 ※様式－②	A 4 縦方向	1 部
2	資格要件確認書 ※様式－③	A 4 縦方向	1 部
3	納税証明書（法人税）		1 部
4	納税証明書（消費税）		1 部
5	法人等概要書 ※様式－④	A 4 縦方向	1 部
6	これまでの主な事業実績一覧表 ※任意様式	A 4 縦方向	1 部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明に限る）又は持参

イ 提出期限

平成30年11月2日（金）午前10時（必着）

ウ 提出先

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野5893番地
黒潮町産業推進室

(2) 資格要件の確認

町で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を平成30年11月5日（月）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。

イ 通知を受けた者は、町が通知をした日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

ウ 町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9. 企画提案書等の作成

別途定める「平成30年度黒潮町観光基本構想策定委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて作成してください。

10. 審査

平成30年度黒潮町観光基本構想策定委託業務公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において、別途定める「平成30年度黒潮町観光基本構想策定委託業務の公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査を実施します。

11. 審査結果

審査結果は、審査委員会の後、全ての参加者に通知文書を発送します。なお、審査結果は黒潮町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象となります。

12. 日程(予定)

項目	日程
募集要領の公示	平成30年10月22日
質疑書提出期限	平成30年10月26日
質疑書の回答	平成30年10月29日
参加申し込み期限(書面)	平成30年11月2日
参加資格の確認通知	平成30年11月5日
企画提案書提出期限	平成30年11月15日
第1次審査会(書類審査)	平成30年11月16日
第1次審査会の結果通知	平成30年11月19日
第2次審査会(プロポーザル選考会)	平成30年11月21日
委託先決定、契約	平成30年11月28日
基本構想中間報告	平成31年1月10日
基本構想業務完了	平成31年2月12日

(参考) 基本構想策定以降のスケジュール(予定)

基本・実施設計策定業務プロポーザル募集要領の公示	平成31年	4月	中旬
基本・実施設計策定業務プロポーザル選考会	平成31年	4月	下旬
基本・実施設計策定業務契約	平成31年	5月	月上旬
基本・実施設計業務完了	平成31年	9月	下旬
工事発注			設計完了次第
工事完了			※平成32年7月までに完成オープン

13. 提供資料

今回の公募にあたり町は次の資料を提供します。提供は、黒潮町ホームページに掲載します。なお、提供資料は予定であり、変更することがあります。

- ・ 黒潮町ガイド

14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（町及び審査委員会での使用に限る。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、黒潮町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他利益を害すると認められる情報は非開示となりますので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式－⑤により提出してください。開示・非開示の判断は様式－⑤に基づき行うものではなく、様式－⑤を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

15. その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後、町との契約等において不利益な取扱いをすることはありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とします。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがあります。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (5) この業務は、黒潮町が高知県観光拠点整備事業補助金を受けて実施するものであるため、補助金の交付決定を受けられない場合は、実施しないことがあります。

16. 問い合わせ先

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野5893番地

黒潮町産業推進室 担当：岡本

電話：0880-43-2113 FAX：0880-43-2060

E-mail：sangyosuishinshitsu@town.kuroshio.lg.jp（産業推進室代表アドレス）